

「学生への支援体制」に係る自己点検・評価書

基準5-1：学生相談・助言体制，キャリア支援等が適切に行われていること。

(1) 観点ごとの分析

観点5-1-① 学生が在学期間中に専門職学位課程の課程の履修に専念できるよう，学習環境や学生生活に関する相談，キャリア支援の体制が整備されているか。

(観点に係る状況)

○学習環境に関する相談体制

本学教職大学院では，学習環境に関する相談を含め，教職大学院に在籍する学生が，入学から修了までの間，修学その他学生生活全般について指導助言を受けられるよう，学生一人ひとりに専任教員をアドバイザーとして選任している（別添資料5-1-①-1）。

また，学生が自主的学習に利用しやすいよう，教職大学院棟等にゼミ室を確保しているほか，共通ゼミ室を2部屋（音202,203教室）用意するとともに，附属図書館や平日夜間・休日で授業・行事のない時間帯の講義室（講201教室）を自習室として開放している。さらに，情報メディア教育支援センターの施設の一部（2講213,人211,212教室）も学生が自主学習できるよう，授業時間帯以外はオープン利用可能としている。これらの講義室のほか，学内各所に無線LANを設置し，学生がネットワークを利用できるよう環境を整備している。自習室の利用を含め，各教室・施設の利用については，教育支援課等の各担当部署が随時相談に応じている（別添資料5-1-①-2）。

○学生生活に関する相談体制

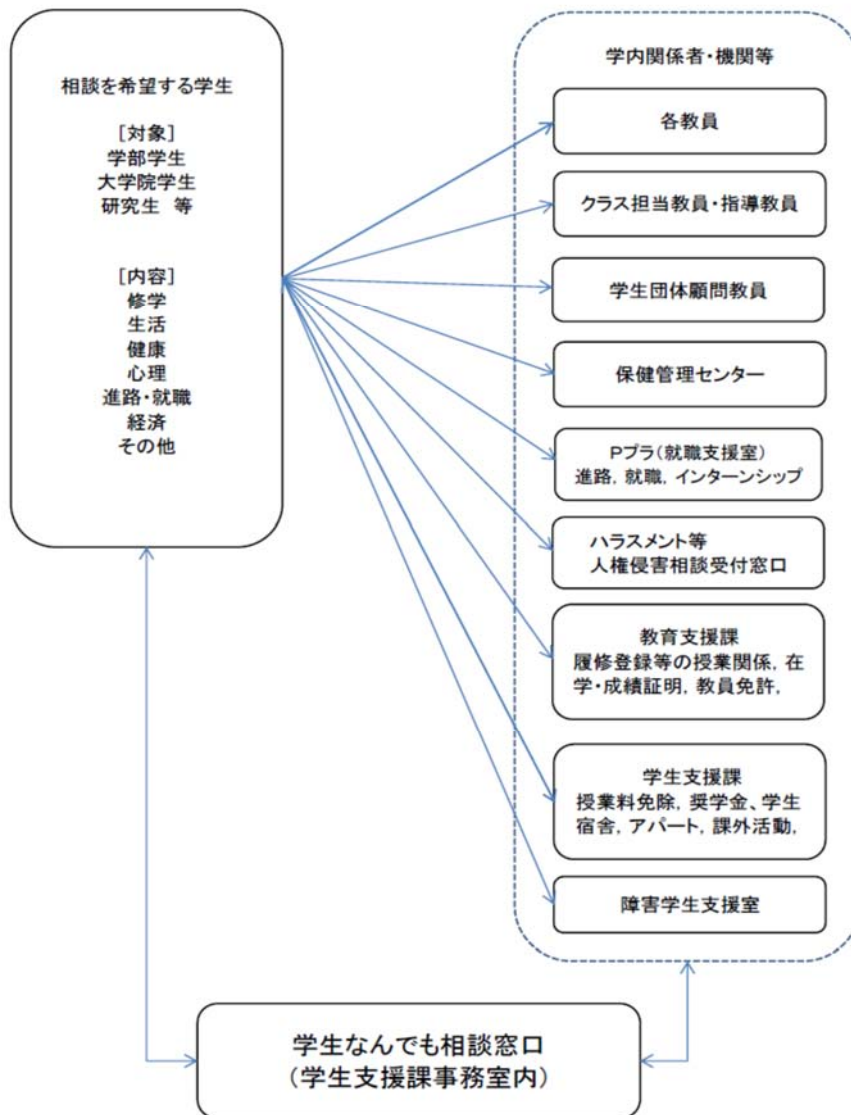
修学及び学生生活に関する相談・助言等の支援体制については，教員によるオフィスアワー，アドバイザー配置のほか，学生サポートの機能性・利便性を高めるため，学生支援関係部署である教育支援課，学校実習推進室，学生支援課，プレイスメントプラザ（就職支援室）及び研究連携課を「キャンパスライフ・スクエア」として，講義棟の同一フロア内に集約している。

また，学生生活の中での悩み，心配事及び疑問等について気軽に相談できる「学生なんでも相談窓口」を設置するとともに，相談内容別に相談窓口を設けている（資料5-1-①-A）。

さらに，平成29年度には，様々な悩みや問題を抱える学生に対して，より効果的な学生支援を行うための参考資料として，「心身の悩みや問題を抱える学生に対する支援のための教職員の対応指針」（別添資料5-1-①-3）を作成し，学内教職員に周知した。本指針により，学生相談体制における教職員の役割が明確になった。

(資料5-1-①-A) 学生相談組織図

■学生相談の仕組み



(出典 <http://www.juen.ac.jp/090campus/010life/070consul/index.html>)

○キャリア支援に関する相談体制

キャリア支援については、プレイスメントプラザ（就職支援室）に就職支援担当職員4名及びキャリアコーディネーター（新潟県内の小・中学校の校長職や教育行政の経歴を有する職員）7名を配置し、学生からの進路・就職に関する相談への対応、就職指導・支援を行っている。（資料5-1-①-B）

(資料5-1-①-B) 上越教育大学プレイスメントプラザ設置要項 (抜粋)

(設置)

第1条 上越教育大学学則(平成16年学則第1号)第15条の規定に基づき、上越教育大学プレイスメントプラザ(以下「プラザ」という。)を置く。

(目的)

第2条 プラザは、上越教育大学の学生の就職指導・支援に係る企画及び実施並びに卒業生・修了生への就職情報の提供その他就職支援に資することを目的とする。

(業務)

第3条 プラザにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の就職指導・支援に係る企画及び実施に関すること。
- (2) 就職情報等の収集・分析・提供に関すること。
- (3) 卒業生・修了生への就職情報の提供に関すること。
- (4) その他就職支援に関すること。

(組織等)

第4条 プラザは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
 - (2) 次長
 - (3) 室員
- 2 室長は、学長が指名した副学長をもって充て、プラザの業務を総括する。
- 3 次長は、室長が室員のうちから指名した者をもって充て、室長を補佐する。
- 4 室員は、次の各号に掲げる者をもって充て、プラザの業務を行う。
- (1) 事務系職員
 - (2) キャリアコーディネーター
 - (3) その他学長が必要と認めた者
- 5 前項第3号に掲げる室員の任期は、室員として指名された日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。

(出典 国立大学法人上越教育大学規則集)

また、学生の就職対策に関する事項について調査検討する全学的な組織として、就職委員会(資料5-1-①-C)を置いており、年間就職指導計画の策定、進路希望調査等の各種調査に基づき、各コースの教員と連携した就職支援を行っている。

(資料5-1-①-C) 上越教育大学就職委員会規程(抜粋)

(設置)

第1条 上越教育大学教授会規則(平成16年規則第5号)第8条第1項の規定に基づき、上越教育大学教授会の専門委員会として、上越教育大学就職委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(目的)

第2条 委員会は、学生の就職対策に関する事項について調査検討することを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 就職についての学生指導に関する事項
- (2) 都道府県教育委員会との教員採用に係る連携に関する事項
- (3) 就職についての卒業生及び修了生への対応に関する事項
- (4) その他学長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 学長が指名した副学長
- (2) 学校教育専攻の各コースから選出された教授又は准教授(講師及び助教を含む。以下同じ。)6人
- (3) 次のアからウまでの区分により教科・領域教育専攻から選出された教授又は准教授11人
 - ア 言語系教育実践コース、自然系教育実践コース及び芸術系教育実践コース各2人
 - イ 社会系教育実践コース1人
 - ウ 生活・健康系教育実践コース4人
- (4) 教育実践高度化専攻から選出された教授又は准教授1人
- (5) 学校教育実践研究センターから選出された教授又は准教授1人
- (6) 学生支援課長
- (7) プレイメントプラザ次長
- (8) その他学長が指名した者若干人

(委員長等)

第6条 委員会に委員長を置き、学長が指名した副学長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(出典 国立大学法人上越教育大学規則集)

さらに、教員採用試験を受験する学生の不安や疑問の解消を目的として、都道府県教育委員会等から本学に派遣されている現職教員大学院学生に教員採用試験ジョブアドバイザーを委嘱し、学生に当該自治体の教育事情・学校現場の状況や教職への心構え等について、個別相談やアドバイスができる体制を整備している(資料5-1-①-D, 5-1-①-E)。

(資料5-1-①-D) 【Pプラ】教採ジョブアドバイザーについて(お知らせ)(抜粋)

学部・大学院学生 各位

プレイスメントプラザでは、現職大学院生の方に「教員採用試験ジョブアドバイザー」(略称：教採ジョブアドバイザー)を依頼し、地元自治体の教育事情・学校現場の状況や教職への心構え等について、教員を志望する学生の皆さんへのアドバイスをお願いしています。

今年度の教採ジョブアドバイザーは、添付ファイルの名簿のとおりで、次の自治体に所属する教員の方々です。

青森県，群馬県，新潟県，長野県，静岡県

教採ジョブアドバイザーへの質問など、相談したい事柄がありましたら、Pプラ宛に質問メールを送ってください。

相談内容としては、次のような事柄を想定しています。

(1) 教採試験受験上の参考となる事項 (2) 臨時採用教員の勤務
 (3) 採用後の勤務地，研修 (4) 教員生活上の注意事項，心構え (5) その他

また、教採ジョブアドバイザーと面談して直接アドバイスを受けたい場合は、Pプラに申し込んでください。

(出典 学内ポータルサイト「JUEN Cloud ポータルサイト」お知らせ)

(資料5-1-①-E) 教員採用試験ジョブアドバイザー委嘱人数

年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
委嘱人数	18 人	18 人	16 人	13 人	11 人

(出典 プレイスメントプラザ)

(観点の達成状況についての自己評価：A)

学習環境の相談については、学生一人ひとりに専任教員をアドバイザーとして選任しており、講義室及び学生が自主的学習を行うことが可能な環境を整備するとともに、教育支援課等の各担当部署が随時相談に応じている。

学生生活に関する相談については、「学生なんでも相談室」が担当部署及び担当教員と連携し、学生個々が抱える問題に対応している。また、平成 29 年度には、「心身の悩みや問題を抱える学生に対する支援のための教職員の対応指針」を作成し、学生相談体制における教職員の役割を明確にした。

キャリア支援については、プレイスメントプラザを設置し、就職・進路に関する相談・指導を実施する体制が整備されている。

また、就職委員会による各専攻・コースと連携した就職支援、現職教員学生である教員採用試験ジョブアドバイザーによる学生の不安や疑問の解消など、個々の学生へのきめ細かなサポートが可能な体制が整備されている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点5-1-② 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言が適切に行われているか。その際、現職教員学生と学部新卒学生の特性や差異が配慮されているか。

(観点に係る状況)

現職教員学生以外の学生に対しては、入学時の就職ガイダンスにおいて、プレイスメントプラザの利用案内、キャリアコーディネーターによる個別指導・相談、教員採用試験対策スケジュール等の説明を行うとともに、年間就職指導計画に基づき就職支援プログラム（教員採用試験対策講座、就職ガイダンス等）を原則水曜の午後実施している（別添資料5-1-②-1）。

また、プレイスメントプラザでは、教員就職等の進路・就職に関する各種資料が閲覧できるほか、「教員採用試験学習支援システム」（別添資料5-1-②-2）において、教員採用試験実施要項、教員採用試験過去問題、就職試験受験報告、論作文、学習指導案、講座テキスト等の各種資料、教員採用試験対策講座や就職ガイダンスの動画を配信している。

さらに、教員就職やその他の就職・進路に関する幅広い相談・指導に総合的に対応するため、「キャリアコーディネーター」が、個々の学生に応じた小論文・自己PR文の添削指導、模擬面接（個人・集団面接、集団討論等）の指導など、きめ細やかな個別指導を行っている。

コースにおいては、アドバイザーによる進路希望に関する面談を実施し、進路希望内容及び就職試験に向けた取組状況等の確認を行い、主体的な進路選択を支援している。

また、学部学生、大学院学生合同の教員採用試験ゼミ（模擬授業を含む）の開催、教員採用試験激励会の実施、現職教員学生・アドバイザーによる面接練習や受験県の実情の伝達、小論文の長期的な指導、2次試験対策の学習指導案の検討等を実施している（別添資料5-1-②-3）。

これらの取組により、平成25年度から平成29年度までの教員就職率（進学者及び外国人留学生を除く。）は92.1～100%、平均97.5%である（資料5-1-②-A）。

(資料5-1-②-A) 各年3月修了者の教員就職状況（現職教員を除く。）

(各年9月30日現在、H29は5月1日現在)

区分	修了者		教員		教員合計	官公庁	企業等	進学	その他	教員就職率 (進学者・外国人留学生を除く)		
	外国人留学生	正規	臨時	全体						正規	臨時	
												全体
平成29年度 (H30.3修)	35	25	10	35					100%	71.4%	28.6%	
平成28年度 (H29.3修)	34	22	9	31		1	2		96.9%	68.8%	28.1%	
平成27年度 (H28.3修)	18	11	7	18					100%	61.1%	38.9%	
平成26年度 (H27.3修)	38	22	13	35	2	1			92.1%	57.9%	34.2%	
平成25年度 (H26.3修)	36	23	13	36					100%	63.9%	47.1%	

(出典 プレイスメントプラザ)

（観点の達成状況についての自己評価：A）

現職教員学生以外の学生を対象に、年間を通して就職支援プログラムを実施するほか、教員就職等の進路・就職に関する各種資料の提供、キャリアコーディネーターによる就職指導・相談等を実施している。また、コースにおいて、アドバイザーによる進路希望に関する面談や教員採用試験ゼミ、教員採用試験激励会の実施、現職教員学生・アドバイザーによる面接練習や受験県の実情の伝達、小論文の長期的な指導など、現職教員学生と学部新卒学生等の特性や差異に配慮した指導が行われている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

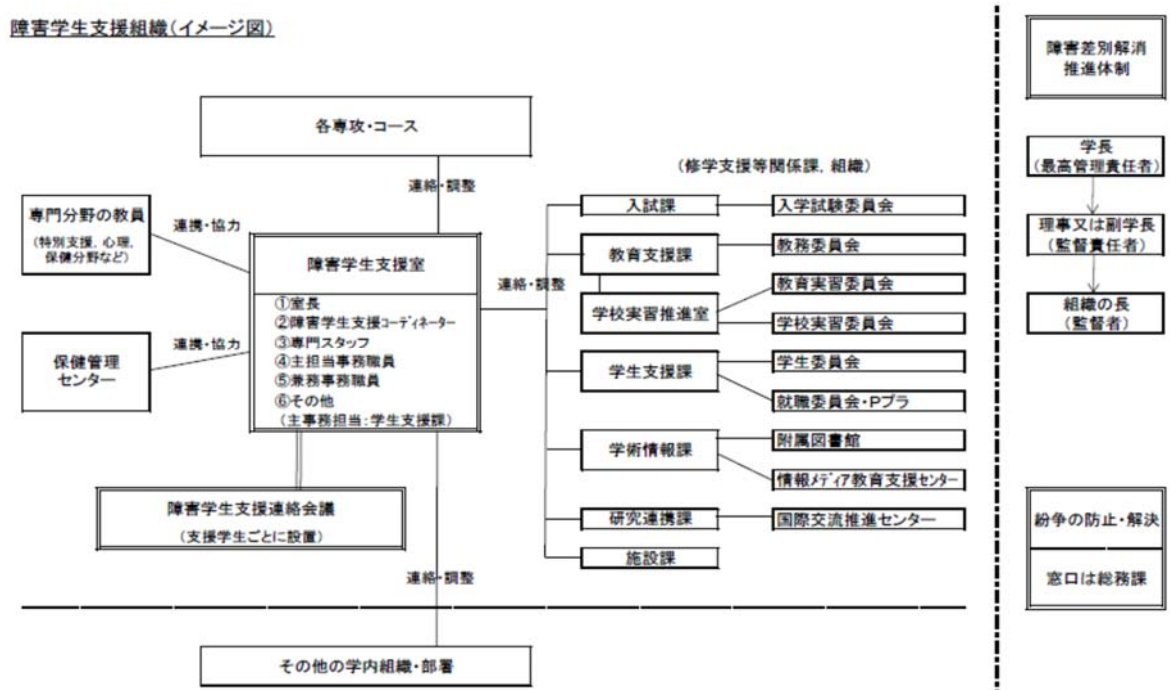
観点5-1-③ 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援、生活支援等が適切に行われているか。

（観点到に係る状況）

平成28年4月に障害学生支援室を設置（資料5-1-③-A）し、障害がある学生の支援に係る合理的配慮の合意形成を行っている（別添資料5-1-③-2）。これまで、5名（専門職学位課程以外）の学生からの申請に基づき、視覚障害学生に対する構内環境整備及び聴覚障害学生に対する情報保障（手話通訳・PCテイクの配置）を実施し、実習及び実技を含む授業について支援している。

また、PCテイクを行うボランティア学生のテイクスキル向上のための研修会を毎年度2回ずつ実施し、情報保障の充実を図っている。

（資料5-1-③-A）障害学生支援組織図



(出典 学生支援課)

（観点の達成状況についての自己評価：A）

障害学生支援室を設置以降、教職大学院に在籍する学生からの合理的配慮申請はないが、合理的配慮申請があった場合、いつでも対応できる体制が整っている。障害学生支援室では、学生一人ひとりに個別の会議（障害学

生支援連絡会議)を設置し、定期的な面談を行い、個々の障害に必要な対応を検討した上で、関係組織と連携しながら全学的支援を行っている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点5-1-④ 学生へ適切な学習支援が行われているか。その際、現職教員学生と学部新卒学生の特性や差異が配慮されているか。

(観点到に係る状況)

○新入生オリエンテーション等

例年、本学における学習支援及び学生生活等について理解を深めることを目的として実施している新入生オリエンテーションについて、平成30年度も2日間にわたって実施した。

学習支援に係る事項として、第1日目は、「教育課程と履修方法」として履修全般の説明を行い、その後、専攻・コース単位による授業科目の詳細な説明を3.5時間行った。また、第2日目は、学務情報システムの操作方法等の具体的な履修指導並びに情報メディア教育支援センター及び附属図書館の利用に関する指導を行った(別添資料5-1-④-1, 5-1-④-2, 5-1-④-3, 5-1-④-4)。

また、「上越教育大学教職大学院案内」では、2年間のタイムテーブルや臨床共通科目の紹介、「学校支援プロジェクト」の概念図や実習生指導体制、事例と概要を掲載し、教職大学院におけるカリキュラムを分かりやすく説明している(別添資料5-1-④-5)。

○学習支援体制

教員側による支援体制として、学生一人ひとりに担当の専任教員として「アドバイザー」を選任し、修学及び学生生活全般に関して指導助言を行う体制を構築している(別添資料5-1-④-6)。

また、オフィスアワーの制度により、全教員が学生からの相談に応じるために設定した時間帯を学務情報システムに掲載することとしており、その時間帯に学生は自由に研究室を訪問し履修相談や授業科目に関する相談等を行うことができる体制を確立している(別添資料5-1-④-7, 5-1-④-8)。

履修制度上の配慮としては、学生の主体的な学修を促すために、1年次で最低限修得すべき科目を考慮した上で、専門職大学院設置基準で規定されている1年間に履修できる単位数の上限を36単位と定め、授業時間外の課題に取り組む時間を確保し、実質的な学修ができるようにしている。また、前期に「臨床共通科目」と「プロフェSSIONAL科目」の大部分を設定し、後期の「学校支援プロジェクト科目」及び「学校支援フィールドワーク」に専念できるよう履修に配慮した設定になっている。

現職教員に対する配慮としては、教員として15年以上の実務経験を有する者に対して、教育経営コースにおいて1年制プログラムを設けており、当該プログラム履修者について、現職教員としての経験年数や資質を考慮し、教員としての実務経験等に相当する業績として実習科目10単位のうち6単位を履修したものとみなし、1年間で修了することが可能となる制度を構築している(別添資料5-1-④-7再掲, 5-1-④-9)。

事務局の支援体制としては、教育支援課において、現職教員学生と学部卒学生それぞれの履修計画及び各々の所有免許状に応じた教育職員免許状取得のための履修指導を行っている。特に、免許取得プログラム履修者については、各自のアドバイザーの確認・署名の上、教育職員免許取得プログラム取得希望免許届を提出させ、必要に応じて学力に関する証明書と照合しつつ、各自に適切な指導助言が与えられるようにしている。

また、学生個々の履修状況は、学務情報システムにより把握可能となっており、アドバイザーがその把握と指導を行っている。さらに、「学校支援プロジェクト」では、個別のフィールドワーク計画と日々の活動を「e-box」というデジタルポートフォリオシステムに記録することを義務づけており、学修がどのように行われているか即

時的な把握ができるようにしている。

（観点の達成状況についての自己評価：A）

学生には専任教員としてアドバイザーが学修相談・助言を行っており、さらにはオフィス・アワーの制度により、全教員が学生からの相談に応じる体制を整えている。また、事務局においては、教育支援課が現職教員学生と学部卒学生の差異に配慮した上で、取得希望免許種や各種プログラムの履修状況等に応じて個別の履修指導を行っている。

その上で、学生の主体的な学修を促すために、1年次で最低限修得すべき科目を考慮した上で、専門職大学院設置基準で規定されている1年間に履修できる単位数の上限を36単位と定め、授業時間外の課題に取り組む時間を確保し、実質的な学修ができるようにしているほか、前期に「臨床共通科目」と「プロフェッショナル科目」を設定し、後期の「学校支援プロジェクト科目」及び「学校支援フィールドワーク」に専念できるよう、履修に配慮した設定にしている。加えて、現職教員としての経験が長い学生に対して、実習単位の一部を修得済みとみなした形で1年間での修了を可能とする「1年制プログラム」の制度を設けており、教員としての経験年数や資質を考慮した履修が可能となっている。

「学校支援プロジェクト」では、デジタルポートフォリオシステム「e-box」を活用し、個別のフィールドワーク計画と日々の活動がどのように行われているかを把握し指導を行っている。また、学校教育実践研究センター所属の特任教員等が、学生に対し、授業技術や実習校等でのマナー等、きめ細かいサポートを行っている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点5-1-⑤ 学生に関するハラスメント防止対策等が行われているか。

（観点到に係る状況）

学生へのハラスメントの防止に取り組む組織として、ハラスメント等人権侵害防止等規則（別添資料5-1-⑤-1）に基づき、ハラスメント等人権侵害対策委員会（別添資料5-1-⑤-2）を置いている（別添資料5-1-⑤-3）。また、相談受付窓口及び相談員の配置、新入生オリエンテーションでの説明のほか、リーフレットの配付、学生手帳及び本学ウェブサイトへの掲載等による周知、必修科目「教育相談・カウンセリング論」の授業の一部分、ハラスメント防止講演会、eラーニングによる啓発活動等により、学生及び教職員に対してハラスメント防止の意識啓発に努めている（別添資料5-1-⑤-4、5-1-⑤-5）。

近年の相談件数は、ほぼ横ばいで推移している。最初の相談(申立て)は、相談受付窓口の電話及びメールが多数を占めている。相談員には、その後の相談(内容の聴き取り)を二人一組で実施してもらうため、学生等に配慮して各学系、附属学校教員等から男女2名を配置している。

（観点の達成状況についての自己評価：A）

学生に関するハラスメント防止については、規則に基づき、相談受付窓口及び相談員を配置するとともに、啓発活動を行っている。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

観点5-1-⑥ 学生に対するメンタルヘルス支援システムが構築されており、適切に機能しているか。

（観点到に係る状況）

平成29年度から保健管理センターにおける精神保健相談体制は、学生がより相談しやすいように、学内教員に委嘱していたアドバイザーを廃止し、内科医師1人、精神科医師1人、カウンセラー（臨床心理士）1人、コーディネーター1人の4人体制とした。

また、近年の学生の深刻な内容や相談事例の増加に対応するため、カウンセラー（臨床心理士）の相談時間を平成29年度に週2日（12時間）から週3日（18時間）に変更した。これにより、保健管理センターの学生の精神保健相談の延べ件数は、平成28年度の329件から、平成29年度は382件に増加し、従来より多くの相談に対応することができた。

精神保健相談の流れは、従来から基本的に予約制としているが、緊急を要する場合には医師やカウンセラー（臨床心理士）に迅速に連絡し、可及的早期に相談を実施するとともに、本人の同意があれば教職員などと連携し、対応している。

入学時、入学生全員にUPI（University Personality Inventory：大学生精神健康調査）と身体計測を実施し、心身に不調を抱える学生、精神疾患やその疑いのある学生、及び精神的な摂食障害等による病的やせが疑われる体格指数BMI値16.5以下の学生を呼び出し、面接相談を実施している（別添資料5-1-⑥-1）。呼び出し面接相談は4月から開始し、学生の入学直後の環境変化による不安や不適応などにも早期に介入するとともに、面接結果によって継続面接や秋の面接も実施するなど、心身に不調を抱える学生に対して適切に支援している。

（観点の達成状況についての自己評価：A）

メンタルヘルスについては、カウンセラー（臨床心理士）の相談日が増えたことにより、前年度より多くの相談に対応することができた。UPIは新入生全員に実施し、回収率と面接の実施率は100%である。呼び出し面接相談を上記の対象とする学生全員に実施することにより、心身に不調を抱える学生に早期に介入することができた。

以上のことから、本観点を十分に達成していると判断する。

（2）長所として特記すべき事項

- 小・中学校の校長職や教育行政の経歴を有するキャリアコーディネーターが、個々の学生の状況に応じた個別相談・指導を実施するとともに、コースにおいては、現職教員学生・アドバイザーによる各種指導を実施することにより、高い教員就職率を維持している。
- カウンセラー（臨床心理士）の相談日の増加に伴い、カウンセリングの利用日や利用時間が増えたことにより、深刻化している心の問題を抱える学生に対する相談の充実化を図り、学生が利用しやすい相談体制となった。

基準5-2：学生への経済支援等が適切に行われていること。

(1) 観点ごとの分析

観点5-2-① 学生が在学期間中に専門職学位課程の課程の履修に専念できるよう、経済的支援体制が整備されているか。特に、専門職学位課程独自に整備されているか。

(観点に係る状況)

学生への経済支援については、入学料等免除及び徴収猶予規程（別添資料5-2-①-1）を定め、入学料については、全額又は半額の免除及び徴収猶予、授業料については、全額又は半額免除、徴収猶予及び月額分納、寄宿料については、6月間の範囲において納付すべき寄宿料の全額免除を可能としている。また、東日本大震災、長野県北部地震、熊本地震及び平成30年7月豪雨で被災した学生についても、特別措置として入学料、授業料等の減免を実施している（資料5-2-①-A）。

(資料5-2-①-A) 授業料その他の費用に関する特例規程（抜粋）

東日本大震災で被災した県から派遣される現職教員及び東日本大震災等で被災した受験生、入学生及び在对学生に対する授業料その他の費用に関する特例規程（抜粋）

第3章 東日本大震災等被災者に係る免除

(免除の対象)

第3条 東日本大震災等被災者で次の各号のいずれかに該当する場合は、検定料、入学料及び授業料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 東日本大震災及び長野県北部地震における災害救助法が適用されている地域で被災した者で、次のいずれかに該当する者

- ア 主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合
- イ 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合

(2) 居住地が福島第一原子力発電所事故により、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域に指定された者

熊本地震で被災した受験生、入学生及び在对学生に対する授業料その他の費用に関する特例規程（抜粋）

(免除の対象)

第2条 熊本地震被災者で次の各号のいずれかに該当する場合は、検定料、入学料及び授業料の全額又は半額を免除することができる。

(1) 熊本地震における災害救助法が適用されている地域で被災し、主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合

(2) 熊本地震における災害救助法が適用されている地域で被災し、主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合

2 前項の検定料、入学料及び授業料の全額又は半額免除の対象は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 平成29年度、平成30年度及び平成31年度入学試験に出願した者の検定料
- (2) 平成28年度、平成29年度、平成30年度及び平成31年度に入学した者の入学料
- (3) 平成28年度前期分から平成31年度後期分までの授業料

平成30年7月豪雨で被災した受験生、入学生及び在对学生に対する授業料その他の費用に関する特例規程

程(抜粋)

(免除の対象)

第2条 平成30年7月豪雨被災者が次の各号のいずれかに該当する場合は、検定料、入学料及び授業料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 平成30年7月豪雨における災害救助法が適用されている地域で被災し、主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合
- (2) 平成30年7月豪雨における災害救助法が適用されている地域で被災し、主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合

2 前項の免除は、次の各号に掲げる検定料、入学料及び授業料を対象として実施するものとする。

- (1) 平成31年度及び平成32年度入学試験に出願した者の検定料
- (2) 平成31年度及び平成32年度に入学する者の入学料
- (3) 平成31年度前期分から平成31年度後期分までの授業料

(出典 国立大学法人上越教育大学規則集)

また、教育公務員特例法に基づく大学院修学休業制度及び地方公務員法に基づく自己啓発等休業制度を利用して修学する大学院学生を対象とした経済的支援の充実を図り、平成27年度から「授業料の全額免除」を実施している。同様に、都道府県等の教員採用候補者名簿登載期間延長等の特例措置を利用して修学する大学院学生を対象として、授業料の全額又は半額を免除する制度を導入し、平成27年度から実施している。

さらに、社会人の学び直しを支援するため、5年以上の社会経験を有する教員免許状所有者で50歳未満の大学院学生を対象として、入学初年度の授業料の半額を免除する制度を平成28年度に新設した。

授業料免除等のほかにも、平成28年度入学者から、入学前に日本学生支援機構奨学金制度の予約申請を可能とし、早期の経済的支援を実現したり、上越教育大学基金を財源とした「上越教育大学くびきの奨学金」制度(資料5-2-①-B)により経済的支援の充実を図っている。

(資料5-2-①-B) 上越教育大学くびきの奨学金給付要項(抜粋)

(目的)

第1 この要項は、上越教育大学(以下「本学」という。)の学部学生及び大学院学生で、経済的理由により修学が困難でかつ成績が優秀な者に対して奨学金を給付し、修学を支援するため上越教育大学くびきの奨学金(以下「奨学金」という。)に関して必要な事項を定める。

(資金)

第2 奨学金は、上越教育大学基金をもって充てるものとする。

(給付対象者)

第3 奨学金の給付対象者は、前期又は後期の授業料免除申請者とする。

(給付額等)

第4 奨学金の給付額は、各期8万円とする。ただし、長期履修学生及び教育職員免許取得プログラム受講学生にあっては、5万円とする。

2 前項による給付は、別に定める予算の範囲内で実施する。

(給付申請手続)

第5 奨学金の給付を希望する者は、本学が定める前期又は後期授業料免除の申請期間に、授業料免除

申請に併せて、別記様式の上越教育大学くびきの奨学金給付申請書を学長に提出しなければならない。

(選考方法)

第6 奨学金給付者の選考基準は、上越教育大学入学料及び授業料の免除等選考基準（平成27年2月4日学長裁定）第4項、第5項、第7項及び第8項を準用する。

2 奨学金給付者の選考は、前項に規定する選考基準を満たしている者で、次の各号に掲げる順にそれぞれ困窮度の高い順とする。

(1) 授業料免除申請者で授業料免除を許可されなかった者

(2) 授業料の半額免除を許可された者

(奨学金給付者の決定)

第7 奨学金給付者の決定は、学生委員会の議に付し、学長が行う。

(出典 国立大学法人上越教育大学規則集)

また、学内でアルバイトができる「学内ワークスタディ事業」について、これまで学部学生のみを対象としていたが、平成29年度から大学院学生も対象に加え、経済的支援を充実させた（資料5-2-①-C, 5-2-①-D）。

(資料5-2-①-C) 国立大学法人上越教育大学学内ワークスタディ実施要項（抜粋）

(趣旨)

1 この要項は、学校教育学部及び大学院学校教育研究科の学生（以下「学生」という。）に教育的配慮の下に学内の業務に従事させ、職業意識及び職業観を育むとともに、一層の経済的支援を図る事業を実施するため、必要な事項を定める。

(名称)

2 本事業を学内ワークスタディと称し、業務に従事する者を学生ワークスタッフと称する。

(対象業務)

3 学内ワークスタディの業務は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 附属図書館の利用等に関する業務

(2) 卒業生及び修了生との連携等に関する業務

(3) その他学長が職業意識及び職業観を育むことに効果があると認めた業務

(身分)

4 学生ワークスタッフの身分は、非常勤職員とする。

(業務の申請)

5 学内ワークスタディにより業務の遂行を希望する課（監査室及び課に置く室を含む。以下「業務所掌課等」という。）の長は、別記第1号様式の学内ワークスタディ業務申請書及び別記第2号様式の学内ワークスタッフ任用計画書を作成し、学長に提出するものとする。

(業務の選定)

6 学内ワークスタディの業務の選定は、学長が行う。ただし、第3項第1号及び第2号の業務については、前項に規定する業務申請書及び任用計画書の提出をもって選定があったものとする。

(学生ワークスタッフの選考及び選考条件)

7 学生ワークスタッフの選考は、学生のうち、上越教育大学授業料の免除等選考基準に適合する者を優先し、前項の規定により選定された業務の業務所掌課等の長が行う。

(勤務時間)

- 8 学生ワークスタッフの勤務時間は、当該学生が受ける授業及び研究指導等に支障を生じないように配慮するものとする。
- (任用手続)
- 9 学生ワークスタッフの任用手続については、国立大学法人上越教育大学非常勤職員就業規程（平成16年規程第37号。以下「非常勤職員就業規程」という。）によるものとする。
- (給与)
- 10 学生ワークスタッフの給与は、非常勤職員就業規程により取り扱うものとする。ただし、手当は時間給のみとし、他の給与は支給しないものとする。
- (業務指導)
- 11 業務所掌課等の長は、業務の遂行にあたっては、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。
- (1) 定期的に学生から実施状況の報告を求めること。
- (2) 前号の実施状況を踏まえ、必要なアドバイスを行うこと。

(出典 国立大学法人上越教育大学規則集)

(資料5-2-①-D) 教職大学院のワークスタッフ採用実績

平成29年度
2人

(出典 学生支援課)

さらに、教職大学院の学生に対する経済的な支援体制をより充実させるため、平成27年度から厚生労働省の「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）」の施設として指定を受けている（資料5-2-①-E, 5-2-①-F, 別添資料5-2-①-2）。

(資料5-2-①-E) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）

- 【教育訓練給付金】* 支払った授業料に対する経済支援
- 対象者：本学教職大学院在籍者で雇用保険の一般被保険者であった者
 - 受講開始日において離職日の翌日以降1年以内で、かつ被保険者として雇用された期間が10年以上ある者（当分の間、初めて支給を受けようとする者は2年以上で可）
 - 給付内容：支払った受講費用（入学料・授業料）の4割を支給（半年毎に申請）
 - 修了後、一般被保険者として雇用された場合は支払った受講費用の2割を追加支給
 - 給付対象期間：2年
 - 給付上限額：32万円/年（追加支給の場合96万円/2年間合計）
- 【教育訓練支援給付金】* 失業手当に代わる生活支援
- 対象者：教育訓練給付金を受給される者
 - 給付内容：雇用保険の基本手当の半額に相当する額を支給
 - 給付期間：教育訓練給付金の給付期間終了時まで

(出典 学生支援課)

(資料5-2-①-F) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）給付実績

平成27年度	平成28年度	平成29年度
2人	4人	3人

(出典 学生支援課)

(観点の達成状況についての自己評価：A)

従前より実施してきた入学料の全額又は半額の免除，入学料の徴収猶予及び授業料の全額又は半額の免除に加え，次のとおり授業料免除を拡充し，平成27年度以降，実施している。

- ① 平成21年度から実施している大学院修学休業制度等利用者への授業料免除について，「全額又は半額の免除」としていたところを平成27年度入学生から，「全額の免除」へと拡充し実施している。
- ② 教員採用候補者名簿登載期間延長等の特例措置を利用して修学する者への授業料免除について，平成27年度から「全額又は半額の免除」を実施している。
- ③ 平成28年度に，社会経験者への学び直しの経済的支援として，入学年度の授業料について「半額免除」を新設した。

また，上記のほか，本学独自の給付型奨学金制度「上越教育大学くびきの奨学金」により，学生の経済的支援の強化を図っている。

さらに，教育に携わる職業への転身や学び直し等を目的に教職大学院で修学する者への経済的支援として，教職大学院の学生に特化した給付制度である厚生労働省の「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）」の施設として，平成27年度より指定を受け，対象者への経済的支援を行っている。

以上のことから，充実した支援を行っていると判断する。

(2) 長所として特記すべき事項

雇用保険の一般被保険者であった社会経験を有する教職大学院の学生に対する経済支援の一方策として，厚生労働省の「教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）」の教育訓練施設に申請し平成27年4月1日から指定され，経済的な支援をより充実させた。